

五ノ五ロイ

- (三)各隊ニハ副督者二各以テ副之ヲ副副員ニ備スルガニ
副副員ノ責ニ付スルコト
- (四)懸掛懸掛者ノ懸掛者副副員ニ副副員者(八隊)ニ付テ
軍ヲ副副員者ニ付スルコト
- (五)懸掛懸掛者ハ出幾箇一懸掛者ニ付テ副副員ノ責ニ付スルコト
- (六)本隊副員ニハ懸掛懸掛者マデ一連ノ責ニ付スルコト

三 副副員者

- 一
- 二
- 三
- 四
- 五
- 六
- 七
- 八
- 九
- 十
- 十一
- 十二
- 十三
- 十四
- 十五
- 十六
- 十七
- 十八
- 十九
- 二十
- 二十一
- 二十二
- 二十三
- 二十四
- 二十五
- 二十六
- 二十七
- 二十八
- 二十九
- 三十
- 三十一
- 三十二
- 三十三
- 三十四
- 三十五
- 三十六
- 三十七
- 三十八
- 三十九
- 四十
- 四十一
- 四十二
- 四十三
- 四十四
- 四十五
- 四十六
- 四十七
- 四十八
- 四十九
- 五十
- 五十一
- 五十二
- 五十三
- 五十四
- 五十五
- 五十六
- 五十七
- 五十八
- 五十九
- 六十
- 六十一
- 六十二
- 六十三
- 六十四
- 六十五
- 六十六
- 六十七
- 六十八
- 六十九
- 七十
- 七十一
- 七十二
- 七十三
- 七十四
- 七十五
- 七十六
- 七十七
- 七十八
- 七十九
- 八十
- 八十一
- 八十二
- 八十三
- 八十四
- 八十五
- 八十六
- 八十七
- 八十八
- 八十九
- 九十
- 九十一
- 九十二
- 九十三
- 九十四
- 九十五
- 九十六
- 九十七
- 九十八
- 九十九
- 百

財團法人協調會大阪支所

- (ホ)總指揮者及ビ部隊責任者ハ夫レ夫レ白地ニ總指揮者又
ハ第何隊指揮者ト墨書セル肩章ヲ佩用スルコト
- (ニ)組監督者ハ白地ニ所屬組合名ヲ墨書セル腕章ヲ佩用ス
ルコト

四 旗幟及佩用者

- (イ)標語旗ハ二十本以内タルコト
- (ロ)標語ハ豫メ當廳ノ承認ヲ經タルモノナルコト
- (ハ)銘旗ハ各組一旒宛トスルコト
- (ニ)隊旗ハ各部隊(第一隊ヨリ第八隊マデ)一旒宛トスル
コト
- (ホ)標語旗、隊旗、銘旗ハ白地ニ墨書セルモノナルコト
- (ヘ)手旗ノ類ハ一切之ヲ携帶スルコトヲ許ササルコト
- (ト)會旗ハ勞働組合及農民組合ノ會旗ニシテ既成ノモノニ
限ルコト

財團法人協調會大阪支所